

加美町からいただいた ご指摘について

平成26年6月9日

環境省

平成26年5月26日に開催されました宮城県指定廃棄物処分場の詳細調査候補地に係る関係者会談(第1回)において、加美町からいただいた主なご指摘は以下のとおりと考えております。

	ご指摘	ページ
1	選定された候補地は安全性が確保されているとは思えず、市町村長会議で確定した選定手法に沿ったものとは言えないのではないのでしょうか。	1
2	田代岳一帯は地すべり地帯であり、候補地周辺には崩落地も確認されています。また、候補地には大変もろい凝灰岩が分布し、入り口付近には泥岩も存在しています。候補地では法面崩壊も多く見られており、候補地としてふさわしくないのではないのでしょうか。	8
3	「平成7年度鳴瀬川農業水利事業ニッ石ダム原石山等環境影響調査業務報告書」によれば、採掘終了後に分水嶺の崩壊が大規模に進行する恐れがあると明示されており、候補地としてふさわしくないのではないのでしょうか。	9
4	候補地の面積については、平場は1.96haであり、2.5haには不足しています。法面を削って面積を確保するのでしょうか。	10
5	候補地の平均傾斜は50%であり、15%を超えていることから、選定基準を満たしていないのではでしょうか。	12
6	回答書において、「背の低い草がまばらに生えている状態の造成地が主体となっているが、このような区域だけでは必要面積が確保できず、自然度が6の地域を含める必要がある」との記述がありますが、どのように自然度を評価したのでしょうか。	13
7	環境省からの回答書では「気象データは、近隣の過去のデータと現地での観測結果を比較するなどして気象条件の想定を的確に行う」としていますが、候補地内でも場所によって風速は大きく異なるため、近隣データは参考にならないのではないのでしょうか。また、強風が吹き建設作業そのものが危険な場所ではないのでしょうか。	14
8	冬期の調査をせずに雪崩の危険性が確認できるのでしょうか。	15
9	候補地は積雪が多い地域であり、冬期は近付くことも困難ですが、どのようにして通年で管理を行うのでしょうか。	16
10	この辺りは分水嶺であり一帯は農作物の水源となっています。首都圏の業者からは、処分場ができれば取引できないという話も出るなど風評被害が出ていますが、対応はどのように考えているのでしょうか。	17

第1回関係者会談で加美町からいただいた主なご指摘について、環境省の考え方は以下のとおりです。

1. 選定された候補地は安全性が確保されているとは思えず、市町村長会議で確定した選定手法に沿ったものとは言えないのではないのでしょうか。

【環境省の考え方】

- 宮城県における選定手法※については、市町村長会議において、議論を重ねたものであり、具体的な評価項目・評価基準や、評価に用いるデータに何をを用いるかについても併せて説明を行い、ご理解いただいたところです。

※第4回宮城県指定廃棄物処理促進市町村長会議（平成25年11月11日）資料1（別紙1）p5～10

- 平成25年11月の第4回市町村長会議において、宮城県の実情に配慮した候補地の選定手法を確定させていただき、その際に、既存の知見で、地図情報として全国的に整備され、一律に評価できるものを採用することを基本とする考え方のもと、評価に用いるデータの出典について、すべて明らかにしております。
- 環境省では、この選定手法にしたがって選定作業を行い、その結果として根拠となるデータをすべて示した上で、詳細調査の候補地を提示したものであり、その結果については選定手法に沿ったものと考えております。
- さらに、これらの既存の知見に加え、詳細調査の実施を通じて、科学的・技術的観点から必要となる文献調査や候補地におけるボーリング調査などにより、地質・地盤性状に関する詳細なデータ等の追加的な情報を得たいと考えております。これらの情報により、改めて有識者会議において安全性を評価した上で、ご説明したいと考えておりますので、詳細調査の実施にご理解いただきたいと考えております。

2. 田代岳一帯は地すべり地帯であり、候補地周辺には崩落地も確認されています。また、候補地には大変もろい凝灰岩が分布し、入り口付近には泥岩も存在しています。候補地では法面崩壊も多く見られており、候補地としてふさわしくないのではないのでしょうか。

【環境省の考え方】

- 選定手法において定めた評価に用いるデータについては、既存の知見で地図情報として全国的に整備され、一律に評価できるものを採用することを基本的な考え方としています。
- 選定にあたってはこの基本的な考え方のもとで、既存のデータを用いて、土砂災害の危険性の高い場所を除外しています。具体的には、候補地そのものについて、地すべり危険箇所、地すべり地形箇所、砂防指定地、急傾斜地崩壊危険箇所、深層崩壊溪流区域（相対的な危険度の高い溪流）、土石流危険区域、土石流危険溪流、活断層・推定活断層に該当しているか確認しておりますが、田代岳の候補地はこれらの除外する地域に該当していません。
- 候補地の地質に関する情報は、安全性を確認するために、必要なデータとなりますが、表面だけで判断するのではなく、地下の地質構造についても把握する必要があります。このためには、ボーリング・弾性波探査などの詳細調査を行うことが必要です。
- なお、候補地内の法面については、一部法面の保護工が経年劣化のために剥がれ落ちたと考えられる部分がありますが、その状況や対策については改めて詳細調査の中で確認します。
- これらの詳細調査で得られる追加的な情報により、改めて有識者会議において安全性を評価した上で、ご説明したいと考えておりますので、詳細調査の実施にご理解いただきたいと考えております。

3. 「平成7年度鳴瀬川農業水利事業ニツ石ダム原石山等環境影響調査業務報告書」によれば、採掘終了後に分水嶺の崩壊が大規模に進行する恐れがあると明示されており、候補地としてふさわしくないのではないのでしょうか。

【環境省の考え方】

- ご指摘の報告書の中で「採掘終了後の形状によっては、崩壊・崩落が加速し鳴瀬川水系と江合川水系の分水界の崩壊が大規模(分水界尾根の延長)に進行する恐れがある。」との記述があります。
- この記述は、採石が行われた場合の影響予測についてであります。併せて環境保全対策が記載されています。環境保全対策を踏まえた評価としては、「採石方法については、地形、地質の状況を考慮した勘案した採石方法とする。また、排水計画については、雨水排水等を地下浸透しにくくする計画である。さらに緑化については、保全対策でも述べたような緑化対策を講ずるため、環境保全目標は達成されるものと評価される。」と記述されています。
- 岩石採取工事については、上述のとおり必要な環境保全対策を実施した上で行われたものと考えております。
- 環境省としては、候補地の安全性について改めて詳細に確認するために、関係省庁や町が所有する情報も収集するとともに、候補地におけるボーリング調査などにより、地質・地盤性状に関する詳細なデータ等の追加的な情報を得たいと考えております。また、処分場を設置する場合の必要な対策についても併せて検討します。
- これらの情報も活用し、改めて有識者会議において安全性を評価した上で、ご説明したいと考えておりますので、詳細調査の実施にご理解いただきたいと考えております。

4. 候補地の面積については、平場は1.96haであり、2.5haには不足しています。法面を削って面積を確保するのでしょうか。

【環境省の考え方】

- 候補地は災害復興のために利用可能な国有財産である国有地であり、面積7.9haの原石採取跡地で更地です。
- 空中写真で確認したところ、原石採取跡地の造成された土地の存在が確認されたため、現地確認を行い、必要な面積を確保できるなだらかな土地であるかについて確認を行いました。
- 林道から候補地に入ると通路の左右に沈砂池が配置され、さらに通路を進むと三方を高い切土法面に囲まれた約2.3haの広さを持つ平坦面が広がっています。また、入り口部分の2基の沈砂池、高さの低い切土の部分及び通路で約0.3haの面積が確保でき、これらを併せて、必要面積は確保可能と考えております。
- なお、中心部の高い切土法面を削って面積を確保することは想定しておりません。

5. 候補地の平均傾斜は50%であり、15%を超えていることから、選定基準を満たしていないのではないのでしょうか。

【環境省の考え方】

- 宮城県における選定手法においては、利用可能な国有地及び県有地を対象とし、必要な面積を確保できるなだらかな地形(平均的な傾斜が15%以下)の土地を抽出することとしています。また、抽出の作業に当たって、空中写真又は現地確認等で得られた情報により土地の確認を行うことにしています。
- 候補地は、災害復興のために利用可能な国有財産である国有地であり、その面積は7.9haとなっています。空中写真及び現地確認の結果、この候補地において必要面積を満足するなだらかな傾斜の土地が確保可能であると考えております。
- 具体的には、候補地中央部の平坦面、入り口部分の2基の沈砂池、高さの低い切土の部分及び通路(平均的な傾斜が15%以下)などを利用することで必要面積を確保できるため、選定基準は満足していると考えております。
- なお、候補地内には15%を超える法面も存在していますが、実際に利用するエリアは平坦面が大部分であり平均的な傾斜は15%以下となっています。

6. 回答書において、「背の低い草がまばらに生えている状態の造成地が主体となっているが、このような区域だけでは必要面積が確保できず、自然度が6の地域を含める必要がある」との記述がありますが、どのように自然度を評価したのでしょうか。

【環境省の考え方】

- 宮城県の選定手法によれば、「候補地内に複数の植生自然度が分布している場合、植生自然度の大勢を示すものを優先するが、複数の植生自然度が分布し、低い植生自然度のものだけで候補地の面積が確保できない場合は、そのうちの高い方の自然度を評価に使用する。」（第4回宮城県指定廃棄物処理促進市町村長会議 資料1(別紙1)P14)とされています。
- 候補地内の造成された平坦面は、背の低い草がまばらに生えている状態となっているため、植生自然度1の評価でした。
- ただし、実際に利用するエリアとしては、造成地された平坦面に加えて入り口部分の2基の沈砂池、高さの低い切土の部分及び通路を加える予定であり、この一部については、植林が施されていたと考えられるため、植生自然度を6と評価しました。
- このため、候補地内の実際に利用するエリアの範囲で自然度の最も高い植生自然度6を候補地の自然度として採用しました。

7. 環境省からの回答書では「気象データは、近隣の過去のデータと現地での観測結果を比較するなどして気象条件の想定を的確に行う」としていますが、候補地内でも場所によって風速は大きく異なるため、近隣データは参考にならないのではないのでしょうか。また、強風が吹き建設作業そのものが危険な場所ではないのでしょうか。

【環境省の考え方】

- 気象については、今後の詳細調査の段階で、文献や近隣における過去の観測データを収集した上で、現地の風向風速観測を行い、施設の設計等に活用します。近隣の過去のデータと現地での観測結果を比較検討・解析するなどして気象条件の想定を的確に行う予定としております。
- 近隣の過去のデータとしては、気象観測所データが考えられますが、概ね20～200kmの範囲の現象である暴風・強風などの気象災害を防止・軽減するために、大気現象を監視する目的で設置されており、候補地内の細かな気象を把握するには適しません。当該地域における気象条件の参考値として参照することが可能であると考えております。必要に応じて候補地の標高で補正を行うことで、候補地における気象条件の想定を行う際の方法とすることができると考えております。
- 候補地では強風が懸念されることもあり、施設の設計・施工にあたっては、強風に対する十分な安全性を確保することとしています。また、気象データを用いて注意報、警報(台風、暴風など)の段階に応じた具体的な作業方法などを検討します。
- 強風への具体的な対策としては、処分場の埋立作業中のエリアは、鉄骨造の建屋の内部にあり、埋立が終了した部分から順次コンクリートの蓋をするため、開放されている部分は一部に限られることとなります。さらには、悪天候の場合には、開放されている部分に覆い(鉄板等)を施すことにより飛散の防止に万全を期することとします。
- また、処分場の埋立終了地については、コンクリート製の覆いで蓋をし、さらにその上を土壌等で覆うことによって強風による影響は防止できると考えています。
- 詳細調査で候補地における必要な対策を検討した上で、事業実施の観点から施工・施設管理が可能であるかどうか確認したいと考えております。

8. 冬期の調査をせずに雪崩の危険性が確認できるのでしょうか。

【環境省の考え方】

- 指定廃棄物の処分場については、適切な構造の施設を建設することとされていますが、候補地の選定において、雪崩については雪崩危険箇所を除外した上で選定することとされています。
- 候補地における雪崩については、地形、傾斜、植生、積雪深等を考慮し、最も適切な雪崩対策工を検討する必要があるため、このためにも詳細調査を実施したいと考えています。
- 積雪深については、文献や近隣における過去の観測データを収集した上で、検討・解析を行い、的確な想定を行うことにしています。
- 新たに冬期に除雪を行って通行を確保するアクセス道路については、必要に応じ雪崩対策工について検討し、最終候補地となった場合には、道路管理者と相談させていただきたいと考えています。

9. 候補地は積雪が多い地域であり、冬期は近付くことも困難ですが、どのようにして通年で管理を行うのでしょうか。

【環境省の考え方】

○ 処分場の場内については、除雪を行うことによって施設の維持管理・点検等を行う予定です。

○ 一方、冬期においても候補地までのアクセス道路の通行が必要となりますので、詳細調査においてアクセス性を確認します。最終候補地となった場合には、アクセス道路において必要な除雪について道路管理者に相談させていただき、国が除雪等をしっかりと行うことによって、道路通行の確保をしていきたいと考えています。

10. この辺りは分水嶺であり一帯は農作物の水源となっております。首都圏の業者からは、処分場ができれば取引できないという話も出るなど風評被害が出ていますが、対応はどのように考えているのでしょうか。

【環境省の考え方】

- 処分場を設置するにあたって、水源に影響を及ぼさないように配慮することは、環境省としても極めて重要であると認識しております。
- 処分場の構造については、水を排出しない遮断型構造とするなど、水源に影響を与えることがないよう、十分に安全に配慮したものとします。また、管理面においても、安全性を担保する観点から、施設周囲の地下水モニタリングを徹底するなど、水源に影響が生じることのないことを確認しつつ進めることとしております。
- 風評被害対策については、まずは風評被害が発生しないようにすることが重要と考えております。このため、施設の安全性のPRやモニタリング情報の公開等により、風評被害の防止に万全を尽くしていきたいと考えております。
- さらには、正確な情報提供などの対策を講じた上で、万が一、風評被害が生じた場合は、ご相談の上、国として責任をもって、可能な限りの対策を講じさせていただきたいと考えております。
- また、今年度の当初予算を確保しており、地方自治体による風評被害払拭のために行う観光や特産品のPR活動などに対する支援を行うなど、処分場を設置することとなる地元自治体と相談させていただいて、地元自治体のご要望にきめ細かく対応できるようにしたいと考えております。